

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和七年八月五日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年七月十一日奈良県指令建第一一二―一二二二号

令和七年四月二十二日奈良県指令建第一一二―一二二二―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年七月二十八日建第一〇五二七号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年七月二十八日建第六〇三〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市壱分町二七八番一、二七八番三、二七八番四、二七八番五、二七八番六、二七八番七、二七八番八、二七八番九、二七八番一〇、二七八番一一、二七八番一二、二七八番一三、二七八番一四、二七八番一五、二七八番一六、二七八番一七、二八一番一、二八一番二、二八一番四の一部、二八一番五の一部、二八一番九、二八一番一〇、二八一番一一、二八一番一二、二八一番一三、二八一番一四、二八一番一五、二八一番一六、二八一番一七、二八一番一八、二八一番一九、二八一番二〇、二八一番二一、二八一番二二、二八一番二三、二八一番二四、二八一番二五、二八一番二六、二八一番二七、二八一番二八、二八一番二九、二八一番三〇、二八一番三一、二八一番三二、二八一番三三、二八一番三四、二八一番三五、一五三五番一、一五三五番二、一五三五番三及び一五三五番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号

積水ハウス不動産株式会社関西営業本部 本部長 西田栄二郎

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市壱分町二七八番一、二八一番一、二八一番二、二八一番四の一部及び

二八一番五の一部

公園 生駒市壱分町二八一番二〇及び一五三五番一

下水道 生駒市壺分町二七八番一、二八一番一、二八一番二、二八一番四及び二八
一番二九の各一部

水路 生駒市壺分町二八一番三〇及び二八一番三二